平成２２年（フ）第１０７号
埼玉県深谷市岡96番地６
債務者　栁田　義幸
１　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２２年（フ）第１６６号
埼玉県羽生市南羽生３丁目24番地６
債務者　清水　　元
１　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２２年（フ）第１８３号
埼玉県熊谷市下奈良553番地５
債務者　中島　淳史
１　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２２年（フ）第７５１号
愛知県小牧市小牧４丁目409番地２　ファミール小牧305号
債務者　佐藤　有美（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１０１６号
愛知県瀬戸市川北町２丁目38番地の１　コープ野村三郷弐番館501
債務者　水元　孝幸
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１０７４号
愛知県海部郡大治町大字北間島字大道51番地
ＡＴＬＡＮＴＩＳ101号
債務者　山田烱一こと　金　　烱一
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１０７５号
愛知県海部郡大治町大字北間島字大道51番地
ＡＴＬＡＮＴＩＳ101号
債務者　山田仁美こと　姜　　仁美
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１１９１号
名古屋市南区豊４丁目18番69号　南豊東住宅２棟107号
債務者　大矢　知毅
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１３０８号
愛知県あま市坂牧坂塩99番地２
債務者　髙谷　　誠
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１３１９号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番110―305号　大幸東団地
債務者　海田　幸子
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第２０８号
愛知県稲沢市祖父江町大牧砂田551番地59
債務者　迎　　信廣
１　決定年月日時　平成22年５月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２２年（フ）第１６３号
岡山県倉敷市玉島八島717番地２　山本方
債務者　井原　　明
１　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２２年（フ）第１７１号
岡山県倉敷市松島1126番地１　カレント中庄201号
債務者　八木橋聖幸
１　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２２年（フ）第２０４号
岡山県倉敷市福田町浦田1824番地４　雇用促進住宅３―204
債務者　大垣　光輝
１　決定年月日時　平成22年５月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２２年（フ）第７６４号
北海道江別市弥生町18番地の１　弥生団地Ｈ―309
債務者　佐藤　順子（旧姓多田）
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第１２４７号
札幌市清田区平岡３条３丁目２番１号　フォレスト平岡Ⅱ―103号
債務者　加藤　　是
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第１２８３号
札幌市厚別区上野幌２条４丁目７番20号
債務者　工藤　彌潮
１　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部